(表示の目的)

第1条 ホテル・旅館等不特定多数の者を収容する防火対象物の防火安全対策 の重要性に鑑み、防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理 業務の適正化及び消防用設備等の設置、維持管理等を促進するとともに、重 要な建築構造への適合性も含めた防火・防災管理上の一定の基準に適合して いる防火対象物について、その情報を利用者等に提供し、防火安全体制の確立を図るため「表示」を行うものとする。

(表示対象物)

- 第2条 防火・防災管理上の表示基準に適合している旨の表示(以下「表示」という。)をする対象物は、ホテル・旅館等(消防法施行令別表第一(5)項イ並びに同表(16)項イに掲げる防火対象物のうち同表(5)項イの用途に供する部分が存するもの。以下同じ。)で次の各号に該当するものとする。
 - (1) 消防法第8条の適用があるもの
 - (2) 防火対象物の地階を除く階数が3以上のもの

(表示基準及び審査)

- 第3条 表示に係る基準及び審査基準は別記のとおりとする。
- 2 表示基準の審査においては、消防法に定める防火対象物(防災管理)定期 点検報告、消防用設備等点検報告、製造所等定期点検記録表、建築基準法に 定める定期調査報告等の現行の制度を活用するものとする。
- 3 表示基準の審査は、必要に応じて現地確認を実施するものとする。 (表示マークの交付)
- 第4条 消防長は、ホテル・旅館等の関係者(以下「関係者」という。)から第1 号様式による申請により、その申請に係る防火対象物が表示基準に適合していると認める場合(第2項に定める場合を除く。)には、関係者に対して、ホテル・旅館等が表示基準に適合している旨を第2号様式により通知するとともに、別図に定める「表示マーク(銀)」を交付する。ただし、表示マーク(銀)を継続する場合は、適合している旨の通知のみを行うものとする。

なお、申請に係る防火対象物が表示基準に適合しないと認める場合には、

第3号様式により通知するものとする。

- 2 消防長は、関係者から第1号様式による申請により、その申請に係る防火対象物について次の各号に掲げる事項に該当すると認められる場合には、関係者に対して、ホテル・旅館等が表示基準に適合している旨を通知(第2号様式)するとともに、別図に定める「表示マーク(金)」を交付する。ただし、表示マーク(金)を継続する場合は、適合している旨の通知のみを行うものとする。
 - (1) 表示マーク(銀)が3年間継続して交付されており、かつ表示基準に 適合していると認められる場合
 - (2) 表示マーク(金)が交付されており、交付日から3年が経過する前に 交付(更新)申請され、表示基準に適合していると認められる場合
- 3 消防長は、前2項により表示マークの交付を行った場合、第4号様式に定める表示マーク受領書を申請者から受理するものとする。

(表示マークの掲出)

- 第5条 前条により、表示マークの交付を受けた関係者は、当該防火対象物に 表示マークを掲出するとともに、ホームページ等において電子データの表示 マークを使用することができるものとする。
- 2 ホームページ等における表示マークの使用方法等については、(平成26年 3月7日付け消防予第61号)消防庁予防課長通知(ホームページ等におけ る表示マークの使用方法等について)のとおりとする。

(表示マークの有効期間)

第6条 表示マークの有効期間は、交付日から「表示マーク(銀)」は1年間、「表示マーク(金)」は3年間とする。

(表示マークの返還)

- 第7条 消防長は、次の各号に掲げる表示マークの返還事由に該当する場合、 表示マークを交付した関係者に対し、第5号様式により貸与していた表示マ ークの返還及びホームページ等での使用の中止を求めるものとする。
 - (1) 表示マークの有効期間が満了し、交付(更新)申請を行わない場合
 - (2) 表示マークの有効期間中であっても、次のいずれかに該当する場合 ア 表示マークが交付されている防火対象物において表示基準に適合し

ないことが明らかとなった場合

- イ 表示マークが交付されている防火対象物において火災が発生し、表示 基準への適合性の調査の結果、不適合であることが確認された場合
- ウ ホームページ等への電子マークの使用に際して配付された表示マークの電子データを無断で転用した場合
- (3) 表示マーク更新申請により、申請に係る防火対象物が表示基準に適合しないと認める場合

(表示マークの再交付)

第8条 前条の規定により表示マークを返還させた防火対象物について、その 関係者から表示マークの交付について再申請され、再審査において表示基準 に適合していると認められる場合には、返還前の表示マークの種別に関係な く表示マーク(銀)を再交付するものとする。

なお、この場合、表示マークの返還の理由となった違反等の内容に応じて 十分な確認期間を確保すること。

(表示制度対象外施設の申請)

第9条 この要綱による本制度の対象とならない2階以下又は収容人員30人 未満のホテル・旅館等の関係者から、第6号様式により「表示制度対象外施 設」であることの通知の交付申請があった場合、消防長は、当該対象物が表 示基準に適合していることを確認した上で、第7号様式により通知するもの とする。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年12月12日から施行する。 附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

審査基準

審	查	項	目	審 査 基 準	審	査
防火報告	対象物の	の点検	及び	消防法(以下「法」という。)第8条の2の2の規定により 点検及び報告が行われていること。又は、法第8条の2の3 の規定により点検及び報告の特定の認定がされていること。 なお、その管理について権原が分かれている防火対象物につ いては、各管理権原者が提出している届出等の内容を確認す ること。		適適
防火	管理者等	等の届	出	消防法施行規則(以下「規則」という。)第3条第1項及び第3条の2第1項の規定により、防火管理者選任(解任)の届出、防火管理に係る消防計画の作成(変更)の届出がされていること。		適 不適
自衛	消防組約	識の届	出	消防法施行令(以下「令」という。)第4条の2の4に規定 する防火対象物にあっては、法第8条の2の5第2項に規定 する自衛消防組織設置(変更)の届出がされていること。		適不適
防火質	管理に何	係る消	防計	規則第3条第1項各号に定める事項のうち、防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められている事項が定めたとおり適切に実施されていること。		適不適
統括 出	防火管	理者等	の届	法第8条の2の規定により、統括防火管理者の選任(解任) の届出、防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計 画の届出がされていること。		適 不適
防火	• 避難力	施設等		法第8条の2の4の規定により、廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設について、避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理されていること。		適 不適
防炎	対象物品	品の使	用	法第8条の3の規定により防炎対象物品が使用されている こと。また、当該防炎対象物品に法第8条の3第2項、第3 項及び第5項の規定に従って表示がされていること。		適 不適
	アセチ 蔵等の/		ス等	法第9条に基づいて液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で危険物の規制に関する政令第1条の10第1項に規定するものを貯蔵し、又は取り扱っている場合(法第9条の3第1項ただし書きに規定する場合を除く。)には、その旨の届出がされていること。		適 不適
火気	使用設值	備・器	具	火を使用する設備等の位置、構造及び管理、火を使用する器 具等の取扱いその他火気の使用に関する制限等が防府市火 災予防条例(以下「条例」という。)の基準に適合している こと。		適 不適
少量: 物	危険物	・指定	可燃	法第9条の4に規定する指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵・取り扱いが、条例の基準に適合していること。		適 不適
防災及び	管理対象報告	象物の	点検	法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の規定による点検及び報告が行われていること。又は、法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項に規定する点検及び報告の特例の認定がされていること。なお、その管理について権原が分かれている防火対象物については、各管理権原者が提出している届出の内容を確認すること。		· 適 不適
防災	管理者等	等の届	Щ	規則第51条の8第1項の届出及び規則第51条の9において準用する規則第3条の2第1項の規定により、防災管理者選任(解任)の届出書、防災管理に係る消防計画の作成(変更)の届出がされていること。		適不適

防災管理に係る消防計 画	規則51条の8第1項各号に定める事項のうち、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	□ 適 □ 不適
統括防災管理者等の届 出	法第36条第1項において準用する法第8条の2の規定により、統括防災管理者の選任(解任)の届出、建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る届出がされていること。	□ 適 □ 不適
消防用設備等又は特殊 消防用設備等の設置及 び維持等	・消防用設備等又は特殊消防用設備等が、法第17条、第17条の2の5及び第17条の3並びにこれらに基づく命令で定める技術上の基準又は設備等設置維持計画に従って設置し、維持されていること。 ・法第17条の3の2の規定により、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出を行い、消防機関の検査を受けていること。 ・消防用設備等の設置に当たり、消防法施行令第32条の特例を受けている場合は、特例を認めたときの条件を全て満たしていること。	□ 適 □ 不適
消防用設備等の点検報 告	法第17条の3の3の規定により、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告がされていること。	□ 適 □ 不適
危険物施設等	・法第10条の規定により、指定数量以上の危険物が貯蔵又は取り扱われていること。(貯蔵又は取り扱いの基準、位置・構造・設備の基準) ・法第11条の規定により、許可を受けていること。(完成検査、仮使用承認、譲渡又は引渡の届出) ・法第11条の4第1項の規定により、危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出がされていること。 ・法第12条の規定により、危険物取扱者以外の者にが維持されていること。 ・法第13条第3項の規定により、危険物取扱者以外の者により危険物の取り扱いが行われていないこと(甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者の立会いのある場合を除く。)。・法第13条の23の規定により、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者が保安講習を受講していること。・た第14条の3の2の規定により、定期点検が行われ、その記録が作成され、及び保存されていること。・危険物の規制に関する政令第23条の規定が適用されている製造所等にあっては、引き続き、同条の規定の適用を認めた状況で維持されていること。・その他製造所等の規模により必要な事項が遵守されていること。(危険物保安監督者、予防規程、自衛消防組織等)	□ 適□ 不適
定期調査報告	建築基準法(以下「建基法」という。)第12条の規定に基づく定期報告が行われていること。	□ 適 □ 不適
建築構造等	次に掲げる事項が、現行の建築基準法令に適合(既存不適格として扱っているものは除く。)していること。・主要構造部の構造不適がないこと。(建基法第21条、第27条、第35条)・竪穴区画が設けられ、当該壁、床及び防火戸の構造が適正で、かつ、破損等がないこと。(建築基準法施行令(以下「建基令」という。)第112条第9項、第10項、第11項、第14項(避難経路にあたらない昇降機の昇降路は、昭和56年建設省告示第1111号に示す仕様に適合していること。))・必要な数の直通階段、避難階段及び特別避難階段が設置され、その構造が適正であること。(建基令第120条、第121条、第121条の2、第122条、第123条)	□ 適□ 不適

·			
	次に掲げる事項が、現行の建築基準法令に適合(既存不適格		
	として扱っているものを含む。)していること。		
	・屋根(建基法第22条、第63条)		
	・外壁(建基法第23条~第25条、第64条)		
	・非常用エレベーター(建基法第34条第2項、建基令第1		
	29条の13の3)		
	・排煙設備(建基法第35条、建基令第126条の2、第1		
	26条の3)		
	・防煙壁(建基法第35条、建基令第126条の3)		
	・非常用の照明装置(建基法第35条、建基令第126条の		
	4、第126条の5)		
	・非常用の進入口等(建基法第35条、建基令第126条の		
	6、第126条の7)		
	・壁 (建基法第35条の2、建基令第112条、第114条、		
	第107条、第107条の2、第108条の3、第128条		\-
	の3の2、第128条の4、第129条の2の5、第114		適
	条、第115条の2の2)	Ш	不適
	・天井(建基法第35条の2、建基令第112条、第128		
	条の3の2~第129条)		
	・床(建基法第36条、建基令第112条、第115条の2		
	の2、第129条の2の5)		
	・特定防火設備及び防火設備(建基法第36条、建基令第1		
	12条(上記建築構造等欄に掲げるものを除く)、第115		
	条の2の2、第129条の2の5)		
	· 避難施設 (建基法第35条 (通路 (建基令第120条、第		
	121条)、廊下(建基令第119条)、出入口(建基令第1		
	18条、第124条、第125条、第125条の2)、屋上		
	広場(建基令第126条)、避難上有効なバルコニー(建基		
	令第121条)))		
	・敷地内の通路(建基法第35条、建基令第127条、第1		
	28条、第128条の2)		

備考 審査項目に係る消防法令等の基準が当該防火対象物に適用がない場合は、当該審査項目 は除外する。

表示マーク交付(更新)申請書

							年	月	日		
	(宛先) 防府市	 有消防長									
	() =) = /	1.1131232		盽	請者						
				<u>自</u>	<u>:所</u>	п А	5 (1.7 c) (1.4 d f 5)				
	(法人の場合は、名称及び代表者氏名) 氏名										
	電話番号										
	下記のとおり)「防府市	5防火基準	適合表	示要綱」に	基づき	き、表示マーク (□	金•□	銀)		
O.)交付(更新)	を受け	たいので申	請しま	きす。						
					記						
	所 在 地										
防	名 称										
火	用 途					*	令別表第一()項			
対象	収容人員				管理権原		単一権原・□	複数権原			
物	##\#\ +D ##		造	地上	階	地下	階				
	構造・規模	床面積		m²	延べ面	積	m²				
交	付年月日		年 月	日	交付番号	7					
添	□防火(▷	5災管理)	対象物定	期点検	:報告書(4	写)					
			対象物定								
付			寺殊消防用 (写)	設備等)点検結。	果報告	·書(写)				
書		『報告書 『定期占#	(<i>争)</i> 倹記録 (写)							
類			等が必要と		書類()			
*	宇記事項										
•	· 受付	欄			*	経	過 欄				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 - 2 ※の欄は、記入しないこと。
 - 3 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

表示基準適合通知書

							第		号		
							年	月	日		
			様								
						防府市		Ē E	[]		
_											
年						己の防火対象物		•			
火基準適合	表示	要綱	」による審査	で結果	、当該要	契綱に定める	基準に適	合してい	いるので、		
表示マーク	ケ (金・□ 銀) を交	於付 (更	更新)する。					
				Ī	記						
	所有	主地									
防火対象物	名	称									
	用	途									
交付年月日			年	月	日	交付番号					
表示有効期間			年	月	日	~	年	月	日		
特記事項											

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

表示基準不適合通知書

						第		号
						年	月	日
			様					
					防	府市消防長	印	
年	月	日	付で申請のる	あった下記	記の防火対象	物については	ま、「防府	市防火
基準適合表	示要糾	副」(こ	よる審査の終	吉果、当該	要綱に定め	る基準に不適	合であっ	ったので
通知する。								
				記				
	所在	E地						
防火対象物	名	称						
	用	途						
不適合理由								
特記事項								
備考 1 この	処分	につ	ハて不服がる	<u></u> ある場合に	は、この処分	があったこと	とを知っ	た日か

備考 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に防府市を被告(代表者 防府市長)として提起することができます。ただし、この期間内であっても、この処分(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の訴えを提起することができなくなります。

2 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

表示マーク受領書

							年	月	日	
防府市消除	沽長 様									
מבוז נוו נוולפו	71尺 1水									
				受領	者					
住所										
(法人の場合は、名称及び代表者氏名)										
<u>氏名</u>										
表示マー	-カ (□	全•	· □	!) を受	受領し、	ましたので、	今後 下	記の事項	を遵守	
		31/4		· / /	C19X O 8	X 07217 CV	7120		C X . 1	
いたします	0									
					2					
	所在地									
防火対象物	名 称									
	用途					※令別表	第一()項		
表示マーク交付年月日 年 月 日 交付番号										
<表示マーク	ク交付に伴	半う遠	事守事項							

1 表示マークは見やすい場所に掲出するものとし、可能な場合はホームページ等へ 掲載を行うこと。

なお、ホームページ等への掲載に際しては、消防長から配付された表示マークの電子データを必ず原データとして使用すること。

- 2 表示マークは貸与するものであり、破損等のないよう取扱いに注意すること。
- 3 表示有効期間中であっても次の各号のいずれかに該当する場合は、表示マークを 返還するものとし、また、ホームページ等に表示マークを使用している場合は、そ の使用をとりやめること。
 - (1) 防火対象物において表示基準に適合しないことが明らかとなった場合
 - (2) 防火対象物において火災が発生し、表示基準への適合性の調査の結果、不適合であることが確認された場合
 - (3) ホームページ等への表示マークの使用に際して、消防長から配付された表示マークの電子データを無断で転用した場合
- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ※印の欄は、記入しないこと。
 - 3 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

表示マーク返還請求書

						第		号	
						年	月	日	
		様							
					防府	市消防县	長月	卩	
								_	
	年 月	日	付けで申	申請のは	あった下記の防	方火対象物	について	こは、「防	
府市防火基	準適合表示要	に調して	定める	表示マ	ークの返還事	由に該当し	、表示	マークを	
掲出するこ	とが不適当と	:認めら	かれるこ	とから	、速やかに貸	与した表示	デマーク	を返還す	
るとともに、	、ホームペー	・ジ等に	よる使	用をと	りやめるよう	請求します	- •		
				記					
	所在地								
防火対象物	名 称								
	用 途				令別:	表第一() =	項	
表示マーク交	付年月日	年	月	目	交付番号				
返還事由									
□ 表示期間の	の満了								
□ 防火対象物	勿において 表	示基準	郎の適合	しない	ことが明らか	となったま	場合		
□ 防火対象物	勿において 人	災が発	生し、	表示基	準への適合性	の調査の約	洁果、不	適合であ	
ることが確認	忍された場合								
□ ホームペー	ージ等への表	示マー	ークの使	用に際	して、消防長	から配付る	された表	示マーク	
の電子データ	マを無断で転	用した	:場合						
		. ,			この処分がる				
	起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、								
この期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過し たときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなり									
たとさ ます。	は、正当な	生田かり	めるとき	という	4、番鱼雨水	どりること	こかでさ	なくなり	
, ,	この処分	の取消	しの訴え	さは ご	この処分(審	杏詰求を1	た場合	は 当該	
	•								

また、この処分の取消しの訴えは、この処分(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に防府市を被告(代表者 防府市長)として提起することができます。ただし、この期間内であっても、この処分(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の訴えを提起することができなくなります。

- 2 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 3 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

表示制度対象外施設申請書

								年		月	日
	(宛5	先)防	府市	消防長							
申請者											
住所											
	(法人の場合は、名称及び代表者氏名)										
	氏名										
					電	話番号					
	下記の	つとおり) 表示	制度対象	外施設证	通知書の	交付:	を受けたいの	で申討	青します	t .
						記					
	所	在	地								
防火	名		称								
防火対象物	用		途					※令別表第一	- () :	 項
柳	†# \	# +	п /т		造地」	<u>.</u>	階	地下		階	
	(博)	造・	見 快	床面積		m²	延	べ面積		m²	
添付書類	□ 防火(防災管理)対象物定期点検報告書(写) 添 □ 防火(防災管理)対象物定期点検の特例認定通知書(写) 付 □ 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(写) 書 □ 定期調査報告書(写) □ 製造所等定期点検記録(写)										
		その	他消	方本部等	が必要。	と認める	書類	()
	>	※	受	寸 欄			*	経 過	欄		
/ 世 本			田《瓜	カナキャ	·)ナ ロ-	大文光 相	1 l. /-	4 1 1:9 =	1		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ※の欄は、記入しないこと。
 - 3 表示基準に適合していることを証明するために、必要と認められる 資料を添付すること。
 - 4 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。)

表示制度対象外施設通知書

								第		号
								年	月	日
				様						
								防府市消防	長	印
		年	月	日付けで	申請のな	あった	下記	の防火対象物は	こつい	ては、「防
府市		基準	適合表	示要綱」に基	でく表	示制度	度の対	対象外施設であ	ること	が確認さ
れた	こので	通知	します	0						
					言	Z				
	所	在	地							
防	名		称							
防火対象物	用		途					令別表第-	– ()項
象物	樓之	告・共	日	造	地上		階	地下	,	谐
	1円 人		兄 (笑	床面積		m²		延べ面積		m²
特	記	事	項							

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。



表示マーク (金)



表示マーク (銀)

備考

- 1 様式の大きさは、日本産業規格B4とする。
- 2 色彩は、地を紺色、その他のもの(消防本部名を除く。)にあっては、それ ぞれ金色・銀色とする。